

しおどめ保育園久喜 令和6年度 重要事項説明書 (令和5年4月1日現在)

1 事業者

名 称	学校法人柴学園
所 在 地	埼玉県八潮市木曾根1097-2番地
連 絡 先	048-997-8000
代 表 者 氏 名	理事長 柴 明彦
寄附行為の目的に定めた事業	教育基本法に従い、学校を設置 児童福祉法に基づき、教育に附帯する事業として保育所を設置
設 立 年 月 日	昭和46年12月21日

2 事業の目的

事業の目的	当園を利用する子どもに対し、適正な保育を提供する
運 営 方 針	<input type="checkbox"/> 良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す <input type="checkbox"/> 利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って、保育を提供するよう努める <input type="checkbox"/> 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、他機関との密接な連携に努める

3 事業所の概要

事業の種類	小規模保育事業A型			
名 称	しおどめ保育園久喜			
所 在 地	埼玉県久喜市葛梅1丁目13-9			
認 可 等 年 月 日	認可日	令和3年4月1日	確認日	令和3年4月1日
電 話 番 号	0480-57-1222			
管 理 者 氏 名	林 真奈美			
利用定員(年齢別)	19人(0歳 3人、1歳・2歳 8人)			
職 員 数	13人(詳細は、「7 職員体制」のとおり)			
取扱う保育事業の種類	特定地域型保育			
自己評価等の概要	職員による保育内容等の自己評価を年に1回実施し、保育の内容の向上に努めています。			
第三者評価の概要	5年に1回専門機関で受審			
職員への研修の実施状況	事業所内研修及び外部研修の実施			
嘱 託 医	内科医	鷺宮ファミリークリニック	歯科医	大塚歯科医院

※ 自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。

4 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じます。
- (2) 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認いたします。

(3) 当園利用のお子様が次のいずれかに該当するときは、特定地域型保育の提供を終了します。

- ①子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する満3歳未満の子どもの区分に該当しなくなったとき。
- ②保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- ③市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

5 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

(1) 開所時間（日曜日・祝日・年末年始除く）

月曜日から金曜日までの7:00から19:00まで

土曜日の7:30から18:30まで

(2) 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

提 供 日	月曜日から土曜日まで
提 供 時 間	保育標準時間 7:00～18:00の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、開所時間内で延長保育を行います。
	保育短時間 8:30～16:30の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、開所時間内で延長保育を行います。
提 供 しない 日	日曜日・祝日 ※事業所の管理運営上、臨時に休所する場合があります。 ※事業所での感染症の流行防止のため、登所自粛をお願いすることがあります。

※ 実際にお子様を預かる時間は、家庭の状況や就労など保育を要する時間により異なりますので、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※ 延長保育の利用に際しては、月額利用者負担額のほかに別途費用が必要になることがあります。

6 事業所の概要

敷 地	面積 315.70㎡（うち 315.70㎡ については、民有地を借用）		
建 物	鉄骨造 1階建ての1階	延べ床面積	138.81㎡
事 業 所 の 内 容	0歳児室 12.15㎡	1歳児室 30.28㎡	2歳児室 20.16㎡
	調理設備 5.27㎡	事務室 7.87㎡	幼児用トイレ 4個
	屋外遊戯場 33.14㎡（代替地 七曲公園 598.31㎡）		
設 備 の 種 類	冷暖房、床暖房、駐車場（3台）		
安 全 保 障	乳幼児賠償責任保険加入		

7 職員体制

	常勤職員	常勤職員の資格	非常勤職員	非常勤職員の資格	直接雇用		派遣
					有期	無期	
管 理 者	1人	保育士 1人			人	1人	人
保育従事職員	5人	保育士 5人	4人	保育士 4人	4人	5人	人
調 理 員	1人	栄養士 1人	1人		1人	1人	人
事 務 員	人		1人		1人	人	人

※ 「非常勤」とは、1か月の勤務時間が常勤職員の勤務時間に満たない職員のことをいいます。

※ 人事異動により変更になることがあります、「久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例」に定められた基準を遵守し、保育の提供に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

8 保育の内容に関する全体的な計画

組・グループ	保育課程
乳児	生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ
1歳児	行動範囲を広げ、探索活動をさかんにする
2歳児	象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する
その他 (年間行事等)	誕生会、避難訓練、子どもまつり、七夕まつり、夏まつり、ミニ運動会、秋の遠足、ハロウィン、クリスマス会、豆まき会、ひなまつり会、お別れ遠足、進級式、お別れ会、内科健診、歯科検診、個人面談、保育参観 他

9 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

	朝	～	昼	～	夕方	～	夜
0歳児	登園 視診	自由あそび	離乳食	授乳	午睡	おやつ	自由あそび 降園
1歳児	登園	おやつ	主活動	給食	午睡	おやつ	自由あそび 降園
2歳児	視診						

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある七曲公園、芝間公園などにお散歩に行きます。

10 給食等

昼食・おやつ等	保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をお知らせします。 食べやすい大きさや調理形態に配慮し、旬の食材を使用し、行事食を取り入れていきます。栄養バランスはもちろんのこと、薄味で、いろどり考え、給食を提供します。
アレルギー等への対応	除去食の導入や解除などの食物アレルギーへの対応については、所定の書類を記入していただき、それをもとに保護者の方と話し合いのうえ、進めていきます。ただし、対応が困難な場合もあります。 お子様に食物アレルギーのある場合は、必ず、事前にご連絡ください。 食物アレルギーの例) 小麦・牛乳・卵・大豆・エビ・カニ・果物など
衛生管理等	給食施設設置届出を幸手保健所へ届出済みです。(令和3年4月22日届出) 毎朝残留塩素濃度測定器を使用し、測定しています。 調理員及び保育従事職員は、毎月検便を行っています。

11 健康診断等

内科健診	年2回、嘱託内科医が健診をします。 健診の結果については、記録簿、内科健診結果のお知らせに記載して、お渡しします。
歯科検診	年2回、嘱託歯科医が健診をします。 検診の結果については、記録簿、歯科検診結果のお知らせに記載して、お渡しします。
身体測定	毎月身長・体重の測定を行います。

	結果については、コドモンアプリの園児台帳に記載します。
--	-----------------------------

※ その他、お子様の日ごろの様子でご心配なことがありましたら事業所に御相談ください。

12 連携施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園
名称	学校法人若葉学園 長龍寺幼稚園
所在地	埼玉県久喜市菖蒲町三筒992
連携内容	屋外遊戯場の利用に関する支援、後方支援、卒園後の受け皿としての支援、合同保育に関する支援、行事への参加に関する支援

13 事業所利用に伴い保護者が負担する費用

(1) 月額利用者負担額（保育料）

事業所の利用に伴い、月額利用者負担額（保育料）をご負担いただきます。

利用者負担の額は、世帯の市民税額により、居住地の市町村が決定します。

8月分までは前年度分市町村民税（前々年の1月～12月の収入から算定された税額）、9月以降は当年度分の市町村民税（前年の1月～12月の収入から算定された税額）により算定
なお、税額算定の際は、住宅借入金控除等はなかったものとして扱われます。

(2) その他の費用

(1)に記載した月額利用者負担額（保育料）のほか、次の費用をご負担いただきます。

① 延長保育料

認定区分	延長保育利用時間	金額
保育標準時間 認定	午後6時01分～午後7時00分	250円/1回30分
保育短時間 認定	午前7時00分～午前8時29分	250円/1回30分
	午後4時31分～午後7時00分	250円/1回30分

② 日用品・文房具等購入費などの実費徴収

項目	内容等	金額
日用品・文房具等購入費用	カラー帽子	1個 600円
	連絡ノート	コドモンアプリを使用
その他	保険代	日本スポーツ振興センター共済掛金 年額 300円
	寝具代	お昼寝用布団リースの費用 月額 550円

14 費用の支払方法

(1) 月額利用者負担額

月額利用者負担額については、以下の中から、ご希望の支払方法を選んでください。

- ① 口座振替払（原則20日に引落とし）
- ② 現金振込払（納付期限：原則26日。指定口座 みずほ銀行 越谷支店 普通 3042681
学校法人柴学園[ガッコウホウジンシバガクエン]）
- ③ 現金払（支払い期限：原則26日。事務室までお願いします。）

(2) 延長保育料

延長保育料については、利用実績に応じて月単位で計算し請求しますので、上記のご希望の支

払方法によりお支払いください。

(3) 日用品・文房具等購入費など

日用品・文房具等購入費などは、そのつど計算し請求しますので、上記のご希望の支払方法によりお支払いください。

(4) 地域型保育給付費

子ども・子育て支援法により子どものための教育・保育給付として、市町村から保護者の方へ「地域型保育給付費」が支給されますが、この「地域型保育給付費」については、保護者の方に代わり事業所が市町村から受領します。

15 事業所入所に当たり事業所に提示・提出していただく書類

(1) 子ども・子育て支援支給認定証

事業所に持参し、提示してください。利用開始時に限らず、事業所利用中は、必要に応じて支給認定証の提示を求めることがあります。

なお、支給認定証の交付を申請していない場合は、支給認定証の代わりに居住地市町村が発行する通知を確認させていただきます。

(2) 保護者の方の連絡先を明確にするもの

(3) お子様の体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録やアレルギー等）

(4) お子様の食事の好みや生活習慣を知るもの

16 事業所入所に当たり保護者の方が用意するもの

(1) 入所時に用意するもの 別紙のしおりをご覧ください

(2) 毎日持参するもの 別紙のしおりをご覧ください

※ 用意した物については、他のお子様のものとの混同を防ぐため、全ての物にお子様の名前をはっきり記入してください。

17 事業所と保護者の連絡について

(1) 事業所でのお子様の状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。

体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況などお子様の様子を、事業所側はもちろんですが、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。

(2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(3) 連絡帳や園だよりのほか、コドモンのお知らせ配信や掲示板等に随時お知らせ等を掲示しますので、確認してください。

18 保護者会について

保護者の方にお伝えしたいことがある場合に開催予定です。

事業所からは行事やできごと、法人会議の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の方の御意見もいただく場としています。

19 事業所の御利用に際し留意していただきたいこと

慣らし保育	利用当初は、環境の変化から、子どもたちは心身ともに疲労しやすくなります。心身の負担を軽くし、円滑に事業所の環境に慣れることができるよう、利用当初は保育時間を短くします。
欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり17時までにご連絡ください。
毎朝の健康状態確認 (体温・顔色等)	登園前に必ず体温を測り、体温や顔色など健康状態の確認を行ってください。
発熱のある場合	熱が37.5度以上ある場合は、登園をお控えください。
感染症に感染した場合	はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、別紙の「事業所における感染症の登所基準一覧表」に記載した登所のめやすを参考にかかりつけ医の診断に従い、事業所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。(回復後の登園に関し、医師の「意見書」の提出をお願いすることがあります。)なお、感染症に感染していない場合でも、事業所における感染症流行の防止のため、登所自粛をお願いすることがあります。
投薬	<u>事業所での投薬は、原則として行いません。</u> ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき、行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
随時に延長保育が必要な場合	当日17時までにご連絡ください。
退所する場合	退所月の前月10日までに退所届をご提出ください。
教育・保育給付認定変更申請書(兼)施設利用申込書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成・保育必要量(標準時間又は短時間)・就労状況等の変更の場合は、「子ども・子育て支援支給認定変更申請書(兼)内容変更届」・「支給認定証」をご提出ください。
その他	『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。 「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもしおども保育園久喜が大事なお子様をお預かりする上では、まず、保護者様と保育園の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、 1) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者様にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもありますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々ありますので、あらかじめご承知おきください。 2) お子様をお預かりする上で重要な情報(例:家庭での発

	<p>熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等)は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者様と保育園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさらさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。</p> <p>3) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。</p> <p>以上の三点のいずれかにつきまして、「子どもの最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、保護者様と保育園の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、保育園としても対応を検討させていただきますこと、ご理解の程よろしくお願いたします。</p>
--	---

20 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子様のかかりつけ医への連絡や嘱託医への連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 軽度の引っかき傷など、事業所にて洗浄・消毒等の応急処置を行い、医療機関を受診しない場合もあります。その際はご家庭での経過観察をお願いいたします。
- (4) 前3号に関わらず、頭部の怪我については軽度であっても医療機関を受診いたします。

嘱託医	医療機関の名称 鷺宮ファミリークリニック 所在地 埼玉県久喜市鷺宮 4-5-30 (電話番号) 0480-58-2233
嘱託歯科医	医療機関の名称 医療法人希城会大塚歯科医院 所在地 埼玉県久喜市葛梅 1-17-1 (電話番号) 0480-59-0114

21 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	久喜市消防署 令和3年4月19日届出 防火管理者 氏名 林 真奈美	
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を月1回実施します。	
防災設備	非常警報器・誘導灯	
避難場所	第1避難場所 園庭	第2避難場所 葛梅公園
	第3避難場所 鷺宮小学校	
非常災害時の情報提供	地震等の非常災害発生時については、災害伝言ダイヤル[171]を活用しメッセージを録音したり、HPにより情報提供を行います。	
その他	非常用物資の備蓄	

22 賠償責任保険の加入

対人	1事故1名10億円
----	-----------

対物	1事故1,000万円
----	------------

当園では、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入しています。

「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」は、保育施設の管理下で、児童の災害（負傷・疾病・障害・死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費・障害見舞金・死亡見舞金の給付）を行う、「国」・「保育施設の設置者」・「保護者」の三者の負担による互助共済制度です。

23 保育内容に関する相談・苦情

(1) しおどめ保育園久喜 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	事業所管理者 氏名 林 真奈美
相談・苦情受付担当者	氏名 豊永 祐子
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
電話番号	0480-57-1222

当事業所では、第三者委員を設置しており、委員へ直接苦情を申し立てることもできます。

第三者委員	氏名 上林 博（役職 弁護士） 電話 03-3226-4556
	氏名 野口 啓朗（役職 弁護士） 電話 03-3221-6301

(2) 埼玉県運営適正化委員会

久喜市の相談・苦情窓口のほかに、埼玉県の相談・苦情窓口があります。

概要	埼玉県運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に規定されている機関です。福祉サービスの苦情について相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどを行います。公正に、また、多様な事例に対し適正に対応するため、委員は、「社会福祉に関し学識経験を有する者」、「法律に関し学識経験を有する者」、「医療に関し学識経験を有する者」の各分野から選任されています。 福祉サービスに関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則ですので、まずは(1)に掲げる相談窓口にご相談下さい。(1)に掲げる相談窓口にご相談しても解決しない場合、相談することに支障がある場合は、運営適正化委員会へご相談ください。
所在地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階
相談専用電話番号	048-822-1243

24 虐待の防止のための措置について

(1) 当園は、お子様の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ・職員によるお子様に対する虐待等の行為の禁止
- ・虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

(2) 虐待等の行為とは、児童虐待の防止等に関する法律に規定する行為をいいます。

(3) 保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（教育・保育給付認定保護者等お子様を現に養育する者）による虐待を受けたと思われるお子様を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、埼玉県久喜市・児童相談所等適切な機関に通告します。

25 個人情報の取扱いについて

事業所が業務上知り得たお子様や保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供する

ことがあります。

- ・ 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定に関し、市町村へ必要な情報提供を行うこと。
- ・ 他の教育・保育施設や地域型保育事業所へ転園する場合など当事業所における保育の終了に際して、他の教育・保育施設等への円滑な移行・接続が図れるよう、教育・保育施設、地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業者などとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 兄弟姉妹が他の教育・保育施設や地域型保育事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 当事業所での保育においてお子様の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う市町村や児童発達支援センターなどとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

また、日々の保育の必要に応じて、誕生表や写真、お子様の名前が記入してあるものなど、事業所内に掲示することがあります。

重要事項説明に係る同意書

学校法人柴学園しおどめ保育園久喜における保育の提供を開始するにあたり、「令和6年度重要事項説明書（令和5年4月1日現在）」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

施設名 しおどめ保育園久喜

所在地 埼玉県久喜市葛梅1丁目13-9

説明者 管理者 林 真奈美

私は、「令和6年度重要事項説明書（令和5年4月1日現在）」に基づいて上記の者から重要事項の説明を受け、学校法人柴学園しおどめ保育園久喜における保育の提供等に同意しました。

令和 年 月 日

住 所 _____

お子様の氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

お子様から見た続柄 _____